

令和2年5月14日

岸和田市議会議長 様

岸和田市新型コロナウイルス対策本部長

岸和田市新型コロナウイルス対策本部に対する要望への回答について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、世界は大変な状況に置かれています。わが国は現在、医療崩壊にまでは至っていませんが、今後、第2波、第3波の感染拡大も懸念されているところです。さらには、台風や震災への対応も念頭に置く必要があることから、本市では、健全な財政状況と組織体制を維持しつつ、現下の対応を進めているところです。

令和2年4月24日付け要望書に対する回答につきましては下記のとおりとなりますが、本市の基本的な考え方をご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

【本市対策本部】

- ・本市における医療現場の状況を示されたい。

（回答）

市民病院では、大阪府からの要請により帰国者・接触者外来を設置し、新型コロナウイルス感染症の可能性がある患者さんの対応にあたり、中等症までの新型コロナウイルス感染症患者さんの入院治療を行っています。（市民病院）

（回答）

医療現場の状況のうち、救急搬送について消防本部から回答します。

新型コロナウイルス蔓延による救急要請の増減及び搬送にかかる時間的な部分ですが、2020年1月から3月末までの救急件数は2,461件で、昨年同期と比較して-375件と大幅な減少になっています。

また、119番入電から医療機関への収容時間についても、31.32分から31.18分と短縮されており、総じて現在のところ救急搬送については、新型コロナウイルス蔓延の影響はありません。

しかし、常に感染リスクに細心の注意を払いながらの活動であります。（消防本部）

- ・市民の声を集約し、新たな独自の対策を議論できる場を設けられたい。

(回答)

対策本部会議は12の部で構成され、それぞれの部局において市民の声を集約し、検討・実施される対応策について、報告・協議を行っております。

(保健部)

【市民生活】

- ・国府の緊急対策における生活支援策については、迅速かつ確実に支援が届くよう、窓口一元化とオンライン化を図り、周知の徹底と体制整備を行うこと。

(回答)

国の特別定額給付金対応は、福祉部福祉政策課に特別定額給付金担当を窓口として設置するとともに、コールセンターも開設したところです。現在、給付金の郵便申請書類の送付準備作業を進めているところで、5月下旬には約89,000世帯分の発送を予定しており、発送後には大量の申請の処理作業が予測されるところです。少しでも早く市民の皆様へ給付金をお届けできるよう、委託業者の活用だけでなく、事務が集中する時期には全庁的な応援体制も得て、事務処理期間の短縮に努めてまいります。

また、オンライン化については、5月8日からマイナンバーカードを活用したオンライン申請をスタートしたところで、オンライン申請のデータ取り込み、申請された世帯主・世帯員の内容が住民基本台帳の情報と合致しているのかや、口座情報等のチェックを行っているところです。(福祉部)

- ・市独自の対策として、水道料金の減免、ゴミ袋の減免、国保料の減免、市民税納付猶予等、市民生活支援施策を行うこと。

(回答：水道料金の減免)

今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力いただいている市民のみなさまの生活や経済活動を支援するため、別途必要な財源を確保し、上下水道料金の基本料金を4カ月間無料化します。

上下水道局としましては、今後も、水道施設の維持管理や老朽化した施設を計画的に更新し、適切に運営していきたいと考えています。(上下水道局)

(回答：ゴミ袋の減免)

ごみ袋の減免を実施します。

主旨

新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため、不要不急の外出を抑制し在宅を奨励することを目的として、家庭内での消費活動の増大・家庭ごみの排出量の増加に伴う市民の負担を軽減するため、市内全世帯を対象に、市指定の普通ごみ指定袋《家庭用》の無料給付を実施します。

実施の概要

- ・1世帯に対して6000分の指定袋を無料で提供する。
- ・無料引換券を印刷し、世帯主宛に郵送する。
- ・無料引換券を指定袋取扱所に持参し引換していただく。
- ・交換期間は送付の日から令和2年12月31日までとする。

○検討内容

(1) 事業スキーム

- ・無料引換券を印刷し、世帯主宛に郵送する。
- ・無料引換券が届いたら、指定袋取扱所に引換に行く。
- ・指定袋取扱所に対価の支払いを行う。

(検討結果)

国は、新型コロナウイルスの感染拡大を収束させるため、人との接触機会の8割削減を目指していることから、交換時期を長期間とすることと指定袋取扱所で交換することにより、人の動きを分散させ三密を回避できます。

(2) 事業経費

- ・他市を参考に、6000分の普通ごみ指定袋《家庭用》費(手数料減免相当)として5,340万円を計上し、事務費として無料引換券の印刷・郵送料、電話問い合わせの対応、指定袋取扱所への案内、指定ごみ袋取扱所の経費等として約1,960万円が必要となります。

(検討結果)

1世帯あたり600円の生活支援となります。

事業実施については、民間活力の活用を考えます。

指定袋取扱所においてはごみ袋の引換手数料を支払うことにより、指定袋取扱所への経済効果も見込まれます。

(3) ごみの増加量

- ・家庭から排出された普通ごみ(直接搬入ごみを除く)量は、令和2年3月においては前年度同月に比べ約6.7%の増加、令和2年4月においては、前年度同月に比べ約1%の増加です。

(検討結果)

家庭から排出される普通ごみについては、若干増加傾向です。

(市民環境部)

(回答：国保料の減免)

令和2年4月8日に厚労省から示された国民健康保険料の減免について、速やかに対応できるよう準備を進めているところです。大阪府への事業費納付金等が定められている中で、これ以外の新たな市独自減免については困難です。(保健部)

(回答：市民税納付猶予)

地方税法の改正により、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予制度の特例が設けられました。当該特例措置等により、適切に対応してまいります。(財務部)

- ・マスクや消毒液が市民へ充足する対策をたて実行すること。

(回答)

マスクや消毒液を含めて、生活関連物資等が市民へ充足するよう、価格高騰、買い占め及び売り惜しみの防止に向けて、市として可能な限り状況の把握に努め、必要に応じて関係機関へ適切な対応を要請してまいります。

また、政府や大阪府に対し、買い取りの上、医療機関や保育所、社会福祉施設など必要な施設に対し十分な量の供給を行うよう、引き続き関係機関を通じて要請してまいります。

さらに、市内外の事業者や関係機関に対しては、マスクの提供・寄付をお願いし、多数のご協力をいただいております。市民病院などで活用させていただくことで、医療崩壊を未然に防止し、感染拡大防止、市民の皆様の生命・健康維持に役立てさせていただいております。(保健部、魅力創造部、市民病院)

- ・市民への感染情報、対策情報提供の充実を図るため、市のHPにINDEX方式の採用やLINEを活用すること。並びにアナログでの情報活用の充実も図り、幅広く周知徹底が行えるようにすること。

(回答)

市ホームページは今年3月13日のリニューアル以降、各ページにインデックスを設定しています(4月28日システム開発業者に確認)。

また、今年3月の本市ウェブサイトのリニューアルに併せてスマートフォン用公式アプリ「きしまる」を導入したところです。「きしまる」はプッシュ通知での情報発信が可能なため、現在、LINEの活用は予定してございません。

紙媒体(広報きしわだ)では、5月号で新型コロナウイルス感染症対策を取り上げ、周知しました。また、防災無線と広報車により、市内一円に外出自粛の呼びかけを実施しています。(総合政策部)

【教育・子育て】

- ・小中学校のICT整備の前倒しを推進し学習支援の充実につなげること。

(回答)

国における令和元年度補正予算の成立を受け、国が進めるGIGAスクー

ル構想のうち、全ての小中学校への校内の通信ネットワークを今年度中に整備するための補正予算（繰越明許費）を令和2年第1回定例市議会で議決いただいたところです。

今般、令和2年4月閣議決定の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、令和2年度補正予算案において「GIGAスクール構想の早期実現（前倒し）」が示されたことを受け、令和3年度以降に整備を予定していた全児童生徒への1人1台端末の今年度中の前倒し整備に向けて検討を行っているところです。（教育委員会）

- ・ 現在あるインターネット環境を活用した児童へのケア及び双方向による学習指導を行うこと。

（回答）

現在のインターネット環境を活用した児童生徒へのケア及び双方向による学習指導については、ハード面の問題や各家庭におけるネット環境の違いなどの課題がございますが、今後の実現に向けた研究を進めてまいりたいと考えております。（教育委員会）

- ・ 受験を迎える中学3年生への勉強支援を強化すること。

（回答）

休業期間が長期にわたっており、全ての児童生徒の学習内容の着実な履修が今後の大きな課題となっております。現在、各校においては、家庭で取り組める課題や教材等を提示し、児童生徒の自学自習を支援しているところです。今後の授業再開に向けては、教育課程の再編成・指導計画等の見直し等を行い、授業再開後は着実な履修を進められるよう指導を行ってまいります。

中学校3年生については、学習すべき内容の確実な指導を最優先に取り組んでいくとともに、生徒が高等学校の入学者選抜等において不利益を受けないよう、大阪府教育庁と連携を密にしながら取り組んでまいります。（教育委員会）

- ・ 保護者の不測の事態時における子どもの保護に関する支援制度の充実と周知の徹底を行うこと。

（回答）

保護者の不測の事態時には、本市のショートステイ（短期入所生活援助）事業の活用や、保健所、子ども家庭センター、大阪府と連携を図りながら支援してまいります。（子ども家庭応援部）

- ・ 18 歳までの子どものいる世帯に対する市独自の給付支援制度を設け実行すること。

(回答)

本市の財政状況を鑑み、市独自の給付支援制度は困難であると考えます。
(子ども家庭応援部)

- ・ 休校中の期間において、家庭学習の充実、学習状況の把握ならびに通信機器を活用した児童生徒の心身状況の把握と心のケアを行うこと。

(回答)

小中学校の休業が長期化している中で、児童生徒の学力保障と心身の状態の状況把握・安否確認等が大きな課題となっています。この間、各学校の取組みといたしまして、家庭学習に適した課題の提示や学習プリントの提供、また児童生徒の状況把握等のための定期的な家庭訪問や電話連絡を実施しております。また、各校の web サイトにて学習についての留意点や課題等を示している例もございます。市教育委員会といたしましては、課題提示や提供に係る各学校への指導助言とともに、テレビ岸和田と連携した学習支援動画の放送・配信、家庭学習に活用できる学習支援コンテンツの情報について市 web サイトでの情報提供、e ライブラリを活用した自学自習の推進等に取り組んでまいりました。

ご要望にもありますとおり、休業期間が続き、かつ今後の状況が不透明な中、学習指導の取組みについてもさらに踏み込んだものが必要であると受け止めております。まず、夏季休業の短縮、学校行事の精査、土曜授業の実施等によってより多くの授業時数を確保し、学習指導を充実させてまいります。また、今後さらに休業期間が延長されることを想定し、家庭学習教材を活用して新学年の学習を進め、確認・評価していく方法について検討してまいります。具体的には、各教科において家庭での自学自習に適している単元等を取り上げ、児童生徒用にワークシート等を作成して各学校に提供してまいります。

また、子どもたちの心のケアにつきましては、今後も休業が続く場合には電話連絡等により、登校日の設定が可能となった際には直接子どもたちの様子を観察することにより、引く続き状況の把握に努めてまいります。特に大きな不安を抱える子ども等、必要な場合には専門家につなぐ等の対応をし、一層の心のケアの充実に努めます。(教育委員会)

- ・保育所・こども園について、原則自粛も含めて再度検討し、方針を明確にすること。

(回答)

本市における保育施設等の対応につきましては、現時点で使用制限等が要請されていないため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休園の要請及び指示はせず、家庭での保育が可能なご家庭におきましては、登園をお控えいただきますよう要請しながら開所しております。今後の開所、閉所につきましては感染拡大の状況を見極めながら、大阪府や保健所と協議し判断してまいります。(子ども家庭応援部)

【医療・福祉】

- ・発熱外来の設置をすること。

(回答)

風邪の症状や 37.5℃前後の発熱が 4 日程度続いている、あるいは強いだるさや息苦しさがある場合、特に高齢者や基礎疾患等のある方ではこれら状態が 2 日程度続く場合、大阪府の帰国者・接触者相談センターに連絡して指示を仰ぐことになっています。帰国者・接触者相談センターでは、新型コロナウイルス感染症の可能性がある場合は帰国者・接触者外来受診を、可能性の低い場合はかかりつけ医受診を勧め、特定の医療機関に発熱患者が集中しないように医療機関の役割分担を図っています。

従いまして、市民病院では帰国者・接触者相談センターでかかりつけ医受診を指示された場合、あるいは帰国者・接触者相談センターに相談するほどの症状でない場合は、かかりつけ医を受診していただくのが原則と考えています。ただ、発熱患者さんが、かかりつけ医がいない、あるいはかかりつけ医や民間病院に診察してもらえないなどの理由で、市民病院に相談してこられる場合が少なからずあります。その時には、時間を決めて当院で診察を行っています。また、発熱のために、市民病院を直接受診に来られた患者さんは、渡航歴、渡航者等との接触歴、発熱状況を確認し、新型コロナウイルス感染の疑いがあれば院内の陰圧室で、疑いがなければ総合内科外来等へご案内する対応をとっています。

市民病院では、大阪府からの要請により帰国者・接触者外来を設置し、新型コロナウイルス感染症の可能性がある患者さんの対応にあたり、中等症までの新型コロナウイルス感染症患者さんの入院治療を行っており、病院職員の肉体的及び精神的負担はマスコミ等で報道されていますようにすでに多大なものとなっています。また、先に述べましたように、来院された、あるいは問い合わせのある発熱患者さんの対応は適宜行っております。近隣の岸和田徳洲会病院や医師会の先生方も発熱患者さんにはそれぞれ対応をいただいております。このような状況で、さらに市民病院に発熱外

来を設置し、本来ならかかりつけ医に診ていただいているような新型コロナウイルス感染の可能性の低い患者さんまでが市民病院に殺到し、職員の負担が許容量を超え、帰国者・接触者外来、新型コロナウイルス感染症患者さんの入院治療に支障をきたす事態を招くことは絶対に避けなければいけないと考えており、市民病院での発熱外来設置は困難です。(市民病院)

- ・新型コロナウイルスが感染拡大する期間において妊産婦が日常生活や発熱時、また感染時における適切な対応方法の徹底。

(回答)

市民病院では通院されている妊産婦におきましては、日常生活や発熱時、また感染時において、安心して適切な医療が受けられるよう、関係機関等と連携して対応させていただきます。また、厚生労働省ホームページ掲載のチラシおよび本院作成のチラシを産婦人科外来にてお配りしています。(市民病院)

(回答)

妊産婦の電話支援や面接相談、新生児訪問等において、日ごろの感染予防や有症状時の対応について説明しています。妊娠届出時面接の際には、妊婦の方々への新型コロナウイルス対策リーフレット(厚生労働省作成)を配布し、説明しています。また、妊婦向け布製マスクを郵送時にもリーフレットを同封したり、ホームページにも掲載するなど周知に努めています。(保健部)

- ・公民の医療従事者へのマスクの確保。

(回答)

市民病院では本院で使用するマスクについては既存の納入業者へ確保要請を続けていますが入手困難な状態となっており、様々なルートで確保するよう努めています。(市民病院)

(回答)

危機管理課で備蓄していたマスク約20万枚については、市民病院を始め、三師会にも配付しています。市場に流通するマスクの量が潤沢でない状況ですが、必要な量の確保については努力していきたいと思います。(保健部)

- ・市民病院における新型コロナウイルス感染者対応手当の拡充をすること。

(回答)

現在、関係課と新しい当該手当の支給に向け協議しています。なお、大阪府や近隣病院の動向を注視しできる限り速やかに手当を支給できるよう

努めます。(市民病院)

- ・感染者拡大に備え、医師・看護師のOBの応援体制を整えること。

(回答)

市民病院では、市民の皆さんが安心して良質な医療を受けられるよう日頃から医療スタッフの確保に尽力しています。今回の新型コロナウイルス感染症に対しても、病院機能が維持できるよう人員確保を更に努めてまいります。(市民病院)

【産業】

- ・国や府の緊急経済対策において、申請者への的確なアドバイスと支援体制の充実を図ること。

(回答)

国や府の緊急経済対策については日々刻々と変化しており、本市においても常に状況の把握に努めているところです。

電話や窓口での問い合わせに適宜対応し、国・府のコールセンターやホームページの情報を提供するなど、丁寧な対応に努めています。

一部ゴールデンウィーク期間中も認定窓口を臨時に開設するとともに、電話問い合わせにもしっかりと対応できる体制を整える予定です。

また、窓口だけではなく、郵送での申請も受け付けるなど、接触機会の低減による拡散防止に配慮しつつ、可能な限り支援体制の充実に努めています。(魅力創造部)

- ・商工会議所と連携を図り、市内事業者におけるテレワークや時差通勤の積極的な活用の奨励を行うこと。

(回答)

岸和田商工会議所においてはすでに、会員をはじめとする市内事業者に対し、テレワークや時差出勤の奨励について周知に努めていただくなど、連携を図っているところです。

本市においても、ホームページや広報きしわだへの掲載など、可能な限り奨励を徹底してまいります。(魅力創造部)

- ・府の休業要請に消極的な企業の把握と対応の強化を図ること。

(回答)

休業要請は特別措置法等に基づき、大阪府知事の権限で施設の使用制限を要請しているものです。

本市としては府の休業要請に消極的な事業者等について、可能な限りその把握に努め、適切な対応を府に要請してまいります。(魅力創造部)

- ・ 零細企業および個人事業主に対する市独自の給付や支援策を実現すること。

(回答)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態措置により、大阪府知事から休業要請等がなされ、本市の事業者様においても、経営継続に苦慮されている状況と認識しています。

本市としても、限りある財源の中、迅速に実施できる事業者支援について検討していた中、大阪府と連携した施策実施が迅速かつ効果的なものと考え、本市の独自施策として、休業要請支援金を大阪府と共同して支給することとしました。(魅力創造部)

【業務体制】

- ・ 庁舎内での 3 密を避けるため、休館中の公共施設を活用した業務の遂行を図ること。

(回答)

「休館中の公共施設」を執務場所として活用するにあたっては、当該公共施設が再開する時期が見通しづらいという状況のもと、執務環境として、電話回線を増設するためには、関連機器の増設が必要であるなど、直ちに整備することが困難であるとの事情もあり、電話回線を増設することなく執務が可能である部署があるかどうか、通常の執務スペースを離れて執務が可能な部署があるかどうか、全部署に呼びかけ、検討してまいります。(総務部)

- ・ 市職員については、感染防止の観点から時差通勤、車通勤を積極的に行い、在宅勤務にも取り組むこと。

(回答)

時差出勤については、本年3月4日から通勤に関する「密」を回避する目的で、希望者に対し、10:00までの1時間の幅で実施しておりましたが、5月1日からは、さらに職場の「密」を回避するため、出勤時間を7:30~11:00までの3時間30分の幅に、また対象者を公共交通機関利用者以外の者にも拡大し、対応する予定としております

車通勤の推奨については、本市の場合、出勤時間帯と出勤経路(方向)の特性から混雑する時間帯の電車により通勤する職員の数は限られており、4月中の時差出勤制度の利用者も数名にとどまっております。したがって、電車で通勤する職員に対する車通勤推奨の必要性は少ないものと考えています。

在宅勤務の実施については、他の地方公共団体における実施状況を見ても、「個人情報その他の行政情報、ファイルの持ち出しができないこと」、「職員個人のPC環境がさまざまであり、庁内のシステムと接続するについては、個々にセキュリティチェックが必要となり、実施が困難であること」などの

事情により、自宅待機と同様の状態になっているように認識しています。本市においては、職場の密を回避するための執務環境のあり方として、在宅勤務ではなく、土日祝日を活用したシフト勤務制度を採用し、4月11日から実施しているところです。(総務部)

以上